

宮津市と都市計画

	宮津市 (宮津町)	都市計画法	宮津都市計画
明治 22 年 4 月	宮津町となる		
大正 8 年		旧都市計画法施行 ・ 内務大臣が都市計画を決定（昭和 8 年以降、全市と市に準じた町村を対象にした） ・ 都市計画区域、都市施設、地域地区の創設	
大正 13 年 9 月	城東村と合併		
昭和 9 年 7 月			宮津町、岩滝町、吉津村、府中村を都市計画区域に決定
昭和 26 年 4 月	上宮津村と合併		
昭和 28 年 4 月			都市公園の決定（滝上公園、島崎公園） 平成 4 年 1 月に島崎公園の区域を拡大
昭和 29 年 6 月	栗田村、吉津村、府中村、日置村、世屋村、養老村、日ヶ谷村と合併 宮津市となる		
昭和 30 年 3 月			都市公園の決定（天橋立公園）
昭和 30 年 8 月	<自然公園法>若狭湾国定公園の指定		
昭和 31 年 9 月	由良村と合併		
昭和 32 年 12 月			宮津市全域と旧岩滝町を都市計画区域に決定
昭和 33 年	宮津市建設計画（昭和 46 年度まで）		
昭和 33 年			火葬場を決定
昭和 34 年 3 月			都市計画道路を決定 （漁師波路線、新浜松原線、本町宮津停車場線、宮津港惣線、鶴賀宮津停車場線、島崎本町線、波路惣線、宮本鶴賀線、宮津停車場京街道線）
昭和 40 年 9 月			臨港地区の決定（宮津港）
昭和 44 年 6 月		新都市計画法施行 ・ 都道府県、市町村が都市計画を決定 ・ 線引き制度、開発許可制度の導入	
昭和 47 年	宮津市振興計画（昭和 56 年度まで）		
昭和 48 年 3 月		告示（線引きすべき市として指定）	
昭和 49 年 12 月			都市公園の決定（宮津運動公園） 昭和 55 年 8 月に区域を拡大
昭和 56 年 11 月			都市公園の決定（杉末児童公園）
昭和 57 年	第 3 次宮津市振興計画（平成 2 年度まで）		
昭和 59 年 12 月			下水道の決定 何度か変更し、平成 28 年 3 月に最新の変更
昭和 63 年 4 月		告示（線引きすべき市から削除）	
昭和 63 年 4 月			都市公園の決定（府中公園）
平成 2 年 2 月			ごみ処理場の決定（波路） 平成 13 年 7 月に区域を拡大

平成2年11月			都市計画道路の決定（京都縦貫自動車道） 平成11年4月、平成18年9月に幅員を縮小
平成3年3月			都市公園の決定（丹後海と星の見える丘公園）
平成3年	第4次宮津市総合計画（平成12年度まで）		
平成4年6月			都市計画法改正 ・都市計画マスタープランの導入（市町村）
平成7年2月			区画整理事業の決定（中町通地区土地区画整理事業）
平成9年8月			都市公園の決定（日置ふれあい公園） 平成18年10月に区域を拡大
平成10年10月			用途地域、準防火地域及び高度地区の決定 （宮津市街地、文珠、府中、日置）
平成12年5月			都市計画法改正 ・都市計画区域マスタープランの導入（都道府県） ・線引き制度が選択制に変更
平成12年9月	＜自然公園法＞若狭湾国定公園の変更（難波野）		
平成12年9月			用途地域の変更及び地区計画の決定（難波野地区）
平成13年	第5次宮津市総合計画（平成22年度まで）		
平成16年5月	＜京都府＞宮津都市計画区域マスタープラン（平成27年度まで）		
平成16年12月			景観法施行
平成17年11月			宮津市都市計画マスタープラン策定（令和2年度まで）
平成18年5月			まちづくり3法改正 ・大規模商業施設（3,000㎡以上）の立地制限（建築可能な用途地域の限定）
平成19年8月	＜自然公園法＞丹後天橋立大江山国定公園の指定（名称の変更、上宮津、世屋の追加）		
平成20年9月			地区計画の変更（難波野地区）
平成20年10月			特別用途制限地区の決定（地域商業ガイドライン）
平成20年11月	天橋立周辺景観計画の施行 平成26年2月に宮津・天橋立景観計画に変更（溝尻集落重点景観ゾーンの追加）		
平成23年	みやづビジョン2011（令和2年度まで）		
平成27年3月			ごみ処理場の決定（須津）
平成29年3月			都市計画道路の変更（廃止、縮小など）
平成30年10月	＜京都府＞宮津都市計画区域マスタープラン（令和12年度まで）変更		
平成31年4月			用途地域及び地区計画の変更（難波野地区）

宮津市の地域地区 概要 令和2年作成

用途地域 … 建物の用途（種類）、建築可能な割合を主に制限

	緑	黄緑	黄	橙	桃	赤	紫	白
用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	指定なし
面積	51ha [0.3%]	58ha [0.3%]	276ha [1.6%] 指定箇所の大半	28ha [0.2%]	19ha [0.1%]	29ha [0.2%]	31ha [0.2%]	16,782ha (17,274-492) [97.1%] 市域の大半
用途制限	一番厳しい ← 基本的に住宅のみ	住宅と 500㎡以下の店舗建築可能	宿泊施設や事務所、倉庫も建築可能	→ 緩い 宿泊施設や事務所、倉庫も建築可能	危険性が大きい工場等は建築できないが、ほとんどの建物を建築可能。 また、 <u>10,000㎡超えの遊戯施設、店舗等も建築可能</u>		10,000㎡超えの遊戯施設、店舗等以外建築可能	
建蔽率	50% 一番厳しい 10m高さ制限	60%			80% 広く建築可能		60%	60% 70%（養老、栗田、由良、須津の一部）
容積率	80% 一番厳しい	200%				300%と400% 大きく建築可能		200%
特徴	宮津市の都市計画で一番厳しい土地利用 府中の自然公園特別地域と隣接する部分				宮津のみ 商業地域に隣接する部分	宮津、文珠、府中の中心部分	宮津のみ 湾岸部とグンゼ周辺	<注意> 平成16年5月までは、容積率70%、建蔽率400%であった

その他の地域地区（用途地域に上乗せした制限）

- ・準防火地域 … 近隣商業地域、商業地域に指定
- ・高度地区 … 文珠、府中の用途地域指定箇所に指定（第一種低層住居専用地域は従来から高さ10mの制限があるため除外）
- ・臨港地区 … 宮津港に指定（府中地区での指定を今後予定）
- ・特別用途地区 … 丹後地域商業ガイドラインによる制限を実現するため指定（誘導エリア以外で特定大規模小売店舗は立地禁止）
- ・地区計画 … 難波野地区のみ指定（元々、自然公園の第二種特別地域であった場所）